

— お手数数ですが、この相談票をご活用くださるようお勧めします。 —

木造戸建住宅(中古) 事前相談票

一般財団法人住宅金融普及協会 性能評価課 適合証明係 ()行
FAX03-3260-3819/TEL03-3260-7350
〒112-0014 東京都文京区関口1-24-2

ご相談日 令和 年 月 日

「」相談者記載欄	会社名		部署名	
	担当者名			
	電話等	TEL	FAX	
	【物件の所在地】			
	フラット35の状況	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 事前審査中 <input type="checkbox"/> 適合証明取得準備		

◎ 私(ご相談者)は、貴協会実施のフラット35適合証明申請に係る事前相談の申込みに当たり、下欄に記載の事項について、確認し承諾しました。(「」欄の該当箇所にチェックをしてください。)

<input type="checkbox"/> 事前相談承諾事項	<p>①事前相談は、協会に適合証明申請をされるご利用者の利便性の向上等を図るため、協会が任意(無償)で実施するものであること。なお、必要な書類が提出できない場合等ご相談内容によっては、お受けできない場合があること。</p> <p>②事前相談は、あくまで、ご相談者から提出された書類に基づき住宅金融支援機構(以下、「機構」という。)が定める基準への適合性を一定に確認し、「フラット35」のご利用見通しに役立てるものであること。なお、協会は事前相談段階では現場調査は実施しないので、ご相談者が、事前相談に併せて(又は事前に)、簡易な目視により機構の基準事項(基礎高、小屋裏・床下換気等や基礎・外壁のクラック等)を現場においてチェックしておくことが肝要であること。</p> <p>③事前相談の結果、「適」と確認され適合証明申請時期に到達したものは、協会に速やかに連絡のうえ申請するものであること。</p> <p>④「フラット35」の利用を中止めた場合又は事前相談を中止する場合等は、協会に速やかに連絡するものであること。</p> <p>⑤上記④の場合及び事前相談で「不適」と確認されたものは、協会において提出書類を処分して差して支えないこと。</p> <p>⑥耐震評価や耐久性の確認は、提出された書類に基づき機構が定める基準・検査方法により確認した範囲において、融資条件である当該基準への適合性を確認するものであり、住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものでないこと。</p> <p>⑦協会は、上記に記載の事項その他連絡が必要な事項については、本票記載の電話・FAX番号(連絡が不調の場合は販売チラシ等の提出書類やHPに掲載の電話番号を含む。)を通じてご相談者に連絡するものであること。</p>
<input type="checkbox"/> 耐久性基準事項	<p>【相談時提出書類】</p> <p><input type="checkbox"/>平面図(ある場合) <input type="checkbox"/>立面図(ある場合) <input type="checkbox"/>断面図(ある場合)</p> <p><input type="checkbox"/>確認申請書(一面～五面)(ある場合) <input type="checkbox"/>確認済証等(ある場合) <input type="checkbox"/>広告のチラシ</p> <p><input type="checkbox"/>「木造戸建住宅(中古)適合証明取得のポイント<現地検査前の確認のお願い>」</p> <p>(*)住宅金融普及協会のHP→適合証明業務→中古住宅からダウンロードできます。</p>
<input type="checkbox"/> 耐震評価事項 (注) 耐震評価が必要な場合のみ (右欄をご一読ください。)	<p>【耐震評価が必要なもの】</p> <p>・建築確認日が昭和56年5月31日(又は登記日(建物表題部の原因及びその日付け)が昭和58年3月31日)以前のものは耐震評価が必要です。いずれか確認できた日を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築確認日:昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 登記日:昭和 年 月 日</p> <p>【相談時提出図面】</p> <p><input type="checkbox"/> 筋交い等の位置が記載された平面図及び立面図</p> <p><input type="checkbox"/> 矩計図及び外部仕上表など(布基礎など基礎の種類や屋根葺材料がわかるもの)</p> <p>(注)上記の図面がない場合は、耐震評価点が計算できませんので耐震評価は困難になります。 この場合、耐震評価を行うためには、適合証明技術者(※)に現地調査をしてもらい筋交いの位置等を確認した図面を作成のうえ耐震評価点を計算することになります。</p>